

(案)

令和6年 月 日

山梨県知事 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
委員長

意見書

地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき地方独立行政法人山梨県立病院機構が中期目標を達成するために作成する計画に関する知事の認可について、当委員会の意見は、下記のとおりである。

記

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画（案）を認可することは適当である。